

別記様式第2号

邑楽町役場本庁舎広告付き玄関マットの設置に関する協定書

邑楽町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、広告付き玄関マット（以下「マット」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として、マットに広告を掲載しようとするものを募り、邑楽町役場本庁舎広告付き玄関マット設置事業者募集要領を遵守したマットを製作し、設置するものとする。

2 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

（設置期間等）

第2条 マットの設置期間は、令和6年10月1日から令和9年3月31日までとする。

（設置場所）

第3条 設置場所は以下のとおりとする。

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 邑楽町役場 南各出入り口（建物内）

グループ	番号	設置場所	寸法	数量	備考
A	①	本庁舎1階 正面玄関	1,500*2,400	1枚	
B	②	本庁舎1階 正面玄関 風除室	1,500*1,800	1枚	
A	③	本庁舎1階 東玄関	1,500*1,800	1枚	
B	④	本庁舎1階 東玄関 風除室	1,500*1,800	1枚	

（事業の実施及び協議）

第4条 乙は、マットの仕様及びデザイン等についてあらかじめ甲と協議するものとする。

なお、乙は、マットの仕様変更等、事業内容を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

（行政財産使用許可及び行政財産使用料（マット設置料）等）

第5条 乙は、マットの設置について邑楽町財産規則（平成31年邑楽町規則第5号）に基づく行政財産の目的外使用の許可を受け、邑楽町行政財産使用料条例（平成20年邑楽町条例第31号）に基づく行政財産使用料（以下「マット設置料」という。）を

甲に納付しなければならない。

- 2 乙が甲に支払うマット設置料は、令和6年度 ●●円、令和7年度 ●●円、令和8年度 ●●円、令和9年度 ●●円、総額 ●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- 3 マット設置料は各年度一括払いとし、乙は第2項のマット設置料を甲が請求した日から1箇月以内に、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 4 マットのデザイン、製作、設置、維持管理、その他一切の経費については乙の負担とする。
- 5 乙は、広告主の応募の有無にかかわらず、第1項のマット設置料を納入しなければならない。

（マット設置料の返還）

第6条 甲は、既納のマット設置料は、乙に返還しない。ただし、第13条の規定により使用の一時中止がなされたとき、その他乙及び広告主の責めに帰すことのできない事由によりマットの使用ができなかったときは、設置期間中の設置できなかった日数の合計が5日を超える場合に限り、甲は当該合計日数の5日を超える日数に応じ、マット設置料を乙に返還するものとする。

（広告主及び広告内容の審査）

第7条 乙は、マットの製作に当たり広告主又は広告内容については、邑楽町有料広告掲載要綱、邑楽町有料広告掲載基準及び関連法規を遵守するものとする。

- 2 乙は、掲載する広告主及び広告内容について事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければ掲載できない。
- 3 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について邑楽町役場本庁舎の公共性、美観及び邑楽町役場本庁舎利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容の修正）

第8条 甲は、広告の内容が邑楽町役場で掲載する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。

- 2 前項の修正に係る費用は、乙が負担する。

（広告内容の変更）

第9条 乙は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲

と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告掲載の責任等)

第10条 掲載された広告に関する責任は、乙が負うものとし、甲は一切の責任を負わない。

2 広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることについて、乙及び広告主が保証すること

3 乙は、広告の掲載により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという指摘がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

4 乙は、この協定の条項を広告主に遵守させなければならない。

(マットの製作及び設置)

第11条 マットの製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

2 乙は、マットのクリーニングを1月ごとの周期で行うものとする。

3 乙は、広告主の応募の有無にかかわらず、規定の場所にマットを設置しなければならない。

4 乙は、設置したマット又は広告主に問題が生じ甲から改善等を求められた場合は、速やかにその指示に従うものとする。

5 乙は、マットを設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置するものとする。

(広告マットの毀損等)

第12条 乙は、マットが事故又は自然災害等により毀損又は汚損されたときは、速やかに復旧をしなければならない。

2 甲は、マットの毀損又は汚損等を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧にかかる経費は、乙が負担する。ただし、第1項の毀損又は汚損等が甲の過失による場合は、甲が負担する。

(マット使用の一時中止)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載したマットの使用を一時中止することができる。

- (1) 天災地変その他非常事態が発生したとき。
- (2) 施設の工事等を行うとき。
- (3) その他甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(マットの一時撤去又は広告の一時削除)

第14条 甲は次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にマットの一時撤去又は広告の一時削除を指示することができるとともに、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 甲の指定する期日までにマット設置料の納付がないとき。
 - (2) 乙が法令又はこの協定の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主又は広告内容が邑楽町有料広告掲載要綱及び邑楽町有料広告掲載基準に違反したとき。
 - (4) その他、マットの設置又は広告の掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項各号に掲げる一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙はマットの設置又は広告の掲出を再開することができる。
- 3 第1項の一時撤去及び一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
- 4 第1項の指示があつたにもかかわらず、撤去又は削除に必要な相当期間内に乙が広告の撤去又は削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなくマットを自ら一時撤去又は一時削除することができる。なお、これに要した費用は乙が負担するとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。
- 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、マット設置料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済マット設置料を違約金とみなし、乙にその返還をしない。なお本項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、この協定を解除できる。

- (1) 第5条第1項の使用許可が得られないとき又は取り消されたとき。
- (2) 法令に違反し又は正当な理由なくこの協定に違反したとき。
- (3) この協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
- (5) 乙が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理

由があったとき。

(6) 次条の規定によらないで、乙がこの協定の解除を申し出たときで、甲が協定の解除が相当であると認めるとき。

- 2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの協定を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの協定を解除することができる。
- 3 本条の規定によりこの協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済のマット設置料を違約金とし、乙に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の予定又はその一部としない。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、この協定を解除できる。

- (1) 甲が正当な理由なくこの協定に違反したとき。
- (2) この協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(一時撤去、解除に伴う広告主への補償等)

第17条 乙は、第14条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去が行われた場合又は第15条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、第7条第2項により広告の掲載が認められなかった場合、第14条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去がなされた場合又は第15条第1項による解除がされた場合は、甲に対し損害の賠償を請求しないものとする。

- 2 甲は、この協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 3 乙は、この協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由及び広告内容に関する事由により甲に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第19条 この協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
 - (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由及び広告内容に関する事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
 - (3) 当該損害が甲及び乙の責に帰さない事由により生じたときは、対応について甲乙協議する。
- 2 前項に定める場合のほか、この協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第20条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(広告マットの撤去等)

- 第21条 この協定が解除又は期間満了により終了した場合は、乙が自己の責任と負担により撤去するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合及び甲乙の協議により、別途その取扱い等につき定めた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により、広告マットを撤去するときは、その設置場所を原状に復さなければならない。

(著作権等)

- 第22条 乙は、この協定の履行に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内外の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 2 甲が、広告マットの写真又は画像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために他の印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、協賛企業及び広告主からの許諾が必要なときはこれを得るよう努めなくてはならない。ただし、協賛企業及び広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第23条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義)

第24条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

邑楽町

邑楽町長 橋本光規 印

(乙) 所在地

事業者名

代表者・職・氏名 印